

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月21日
【会社名】	佐鳥電機株式会社
【英訳名】	SATORI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目14番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 佐鳥 浩之は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額のおよび質的影響並びにその発生可能性を考慮し決定しており、当社および連結子会社8社を対象にした全社的な内部統制評価を踏まえ、業務プロセスに関わる内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに関わる内部統制の評価範囲は、当社グループは商社として収益獲得活動を行っておりますことから、重要な事業拠点の選定指標としては、連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い会社から合算し、概ね2/3に達している会社を重要な事業拠点として選定いたしました。その結果、当社および連結子会社3社を、重要な事業拠点といたしました。選定した重要な事業拠点においては、収益獲得活動に大きく関わる重要な勘定科目として、売上高、売掛金および棚卸資産に関する業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに選定した重要拠点に関わらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生の可能性が高い見積りや予測を伴う重要な勘定に係る業務プロセスとして、棚卸資産の評価や税効果会計およびのれん評価に関する業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して評価対象として追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。